

日向市備蓄計画

平成29年3月
総務部防災推進課

も く じ

1. はじめに	1
2. 備蓄計画策定に係る考え方	2
(1) 想定災害	2
(2) 備蓄物資支給対象者	2
(3) 備蓄分担	2
(4) 公的備蓄品目（市現物備蓄）	3
(5) 公的備蓄目標（市現物備蓄）	4
3. 公的備蓄物資整備（購入）計画	8
(1) 食糧品等	8
(2) 生活必需品	8
(3) 避難所用資器材	8
4. 備蓄倉庫について	9
5. 流通備蓄について	9
6. 市民・自主防災組織（自治会等）・事業所等による備蓄	9
(1) 市民による備蓄	9
(2) 自主防災組織（自治会等）による備蓄	10
(3) 事業所等による備蓄	10
7. 公的備蓄物資の啓発	10
資料編 1 公的備蓄の状況	12
資料編 2 流通備蓄に係る災害支援協定一覧	13
資料編 3 災害対応型自動販売機一覧	14

1. はじめに

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分に三陸沖で発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、地震の規模がマグニチュード 9.0、最大震度 7 で、日本周辺における観測史上最大の地震であった。波高 10 m 以上の津波が複数観測され、最大遡上高は 40.1m に上り、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。

さらに、この地震や津波等による被害は、死者 15,893 人、行方不明者 2,556 人（平成 28 年 12 月 9 日警察庁発表）、家屋の全・半壊 39 万棟以上、ピーク時の避難者数 40 万人以上、停電世帯 800 万戸以上、断水世帯 180 万戸以上に上り、国民や各自治体、警察、消防、自衛隊、ライフライン各事業者等の防災関係機関等に大きな脅威を与え、防災計画の見直しや津波対策、帰宅困難者対策、備蓄物資の整備など大規模災害への更なる対策強化を迫られることとなった。

本市においては、東日本大震災を教訓として改正された災害対策基本法や防災基本計画、さらには宮崎県地域防災計画などとの整合性を図りながら日向市地域防災計画の見直しを行ってきているところである。

このような中、平成 24 年 3 月 31 日には、内閣府から「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高」が公表され、本市では最大震度 7、最大津波高 14.8m の想定となった。

その後も、国、県から詳細なデータの公表があり、平成 25 年 10 月 31 日に県が公表した「宮崎県地震・津波及び被害の想定（以下「県被害想定」という。）」において、本市は最悪のケースの場合、死者約 15,000 人、被災 1 日後の避難者数約 33,000 人に上るなどと想定された。

本市においては、まずは想定犠牲者数約 15,000 人を限りなく「0」に近づけるために避難施設等の整備に取り組んでいるところであり、避難者数はさらに増加することが見込まれている。

この備蓄計画は、平成 28 年 12 月 1 日に策定された宮崎県備蓄基本指針に基づき、大綱的な地域防災計画を補完するものとして策定する。南海トラフ地震等の大規模災害に備えた備蓄体制を構築し、市や県、市民等の役割分担や備蓄目標を定めることにより、計画的な備蓄を推進することを目的とする。

今後、この計画に基づき、自助・共助を基本に、市民による日ごろからの家庭内備蓄を促進するとともに、市及び県による現物備蓄、災害支援協定等に基づく事業者などからの物資調達（以下「流通備蓄」という。）や市外からの救援物資等の公助の考え方を踏まえ、市民・地域・行政が日ごろからの備えや災害時の適切な対策を講じることができるよう、体制を強化する。

また、男女のニーズの違いや子育て家庭、要配慮者に配慮し、女性用品や乳幼児用品、介護用品などの必要とされる物資を備蓄する。

備蓄に当たっては、防災施設整備などのハード事業と併せて、財源の確保や優先性を考慮しながら年次的な備蓄を行うこととする。

なお、本計画は、新たな地震津波被害想定調査報告や新たな課題が生じた場合、さらには本市の防災対策の進捗などに合わせて適宜修正するものとする。

2. 備蓄計画策定に係る考え方

(1) 想定災害

市の備蓄目標を定める上で想定する災害は、南海トラフ巨大地震とし、県被害想定での想定ケース①とする。

【想定ケース①】

内閣府が設定した強震断層モデル（陸側ケース）及び津波断層モデル（ケース⑩）を用いて、宮崎県が独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケースで、冬の深夜に発生したとの想定による。

(2) 備蓄物資支給対象者

備蓄物資支給対象者については、想定災害における被災1日後の避難者数（避難所外を含む。）に、本市の防災対策効果により減少が見込まれる想定犠牲者約15,000人を加えるものとする。

備蓄物資支給対象者=約22,000人(避難所)+約11,000人(避難所外)+約15,000人=約48,000人

表1 県被害想定による生活への影響（避難者）

	被災1日後		被災1週間後		被災1カ月後	
	避難所	避難所外	避難所	避難所外	避難所	避難所外
避難者数 (人)	約22,000	約11,000	約26,000	約6,000	約9,700	約23,000

（平成25年10月県被害想定から抜粋）

(3) 備蓄分担

備蓄の分担を明らかにすることにより、自助・共助を促進するとともに、市及び事業者との協働を推進する。分担割合については、宮崎県備蓄基本指針に基づき、国等からの支援が届くまでの3日間を図1のとおり市民、市、県でそれぞれ3分の1ずつ分担備蓄するとともに、市が分担する分の4分の1は流通備蓄により調達することを目標とする。

図1 宮崎県備蓄基本指針に基づく備蓄分担図

自助・共助 1/3 (個人・自主防災組織等)	公助 2/3		
	市 1/3		
	現物備蓄 3/4 (全体の1/4)	流通 備蓄 1/4	県 1/3

(4) 公的備蓄品目（市現物備蓄）

市は、発災初期の生命維持や生活に最低限必要な「食料、粉ミルク、毛布等、乳幼児用オムツ、大人用オムツ、簡易トイレ」や避難所運営に必要な資器材を中心とし、要配慮者や女性に配慮した物資の供給や地域の事情を考慮した上で、計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

なお、断水時の飲料水の供給は、水道事業者等が実施する応急給水による対応を基本とするが、その補完としてペットボトル等の現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

ア 食料品等

(ア) 食料（主食）

発災初期における生命維持のために最低限必要な物資として、簡易に調理可能な主食系の食料を備蓄する。

a 一般向け

長期保存可能なアルファ化米、乾パン及びクッキーなど、用途や保存期限等を考慮（推奨5年以上）して備蓄する。なお、品目の選定に際しては、食物アレルギー疾患への対応等（アレルギー特定原材料等 27 品目を含まないもの）にも配慮の上、可能な限り汎用性の高いものを選定する。

b 要配慮者向け

1～2歳の幼児、高齢者等の要配慮者に配慮した、おかゆ（アルファ化米・レトルト）を備蓄する。

(イ) 粉ミルク

乳幼児（0歳）の生命維持のために最低限必要な物資として、粉ミルクを備蓄する。この場合、避難所での分配や衛生面からスティックタイプやブロックタイプの粉ミルクを選定する。また、このうちの一定数量は、アレルギー疾患への対応として、アレルギー特定原材料3品目のアレルゲン性を低減した粉ミルクとする。

(ウ) 飲料水

飲料用として長期保存（推奨5年以上）が可能なペットボトルの飲料水を備蓄する。

イ 生活必需品

生活必需品については、避難所生活を行う際に必要となる次の物資を備蓄する。

(ア) 毛布（エマージェンシーブランケット等も可）

(イ) 紙オムツ（乳幼児用）

(ウ) 紙オムツ（大人用）

(エ) 生理用品

(オ) ほ乳瓶

(カ) トイレットペーパー

(キ) 簡易トイレ用汚物処理袋（強力汚物処理剤含む）

(ク) マスク

(ケ) ボディタオル

- (コ) ウェットタオル
- (サ) 給水袋・設置型給水槽（バルーン）
- (シ) ごみ袋

ウ 避難所用資器材

- (ア) 炊き出し用釜
- (イ) カセットコンロ
- (ウ) カセットガス
- (エ) 鍋
- (オ) 発電機
- (カ) 携行缶（1缶当たりガソリン 20ℓを含む）
- (キ) 投光機
- (ク) コードリール
- (ケ) ブルーシート
- (コ) 間仕切り（段ボール製）
- (サ) 間仕切り（テント）
- (シ) マット（間仕切りテント用）
- (ス) 救急箱
- (セ) 簡易トイレ
- (ソ) トイレテント

（５）公的備蓄目標（市現物備蓄）

備蓄物資支給対象者（約 48,000 人）に配布する食料や生活必需品等の備蓄目標を年代や性別を考慮して算定する。また、平均世帯構成人数は、平成 27 年国勢調査時点の 2.4 人とする。

なお、現時点において、品目ごとの流通備蓄による分担率（量）は未定であるため考慮しないものとする。今後、流通備蓄協定を締結している事業者等の提供可能数量を確認し、実質的な公的備蓄目標値を定めるものとする。

表 2 備蓄数量算定の基礎となる人口比率（平成 27 年国勢調査結果等による）

	年 齢 区 分 等	割合	備 考
①	0 歳児	0.814%	粉ミルク
②	1 歳児	0.902%	要配慮者向け食料
③	0～1 歳児	1.716%	一般食料以外
④	0～2 歳児	2.578%	乳幼児用オムツ
⑤	0 歳児の食物アレルギー疾患児	10.000%	粉ミルク（アレルギー対応）
⑥	0 歳児を除く食物アレルギー患者	2.000%	一般食料（アレルギー対応）
⑦	10～55 歳女性	24.016%	女性用品
⑧	要介護認定者のうち要介護 3 以上の者	1.690%	要配慮者向け食料

ア 食料品等

(ア) 食料（主食）

大規模災害発生初期の混乱時であることを考慮し、備蓄物資支給対象者1人当たり1日2食として算定する。

a 一般向け（人口比率：98%）

備蓄物資支給対象者のうち、0～1歳の乳幼児（人口比率：1.716%）、要介護認定者の要介護3以上の者（人口比率：1.69%）以外の者を対象とし、下記数量をアルファ化米、乾パン及びクッキー等で備蓄する。

$$48,000 \text{ 人} \times (100\% - 1.716\% - 1.69\%) \times 2 \text{ 食} \times 98\% \times 3 \text{ 日間} \times 1/3 \doteq 90,876 \text{ 食}$$

b アレルギー疾患向け（人口比率：2%）

下記数量をアレルギー特定原材料等27品目の含まない食品で備蓄する。

$$48,000 \text{ 人} \times (100\% - 1.716\% - 1.69\%) \times 2 \text{ 食} \times 2\% \times 3 \text{ 日間} \times 1/3 \doteq 1,855 \text{ 食}$$

C 要配慮者向け

備蓄物資支給対象者のうち、1歳の乳幼児（人口比率：0.902%）、要介護認定者の要介護3以上の者（人口比率：1.69%）を対象に、下記数量をおかゆ（アルファ化米またはレトルト）で備蓄する。

$$48,000 \text{ 人} \times (0.902\% + 1.69\%) \times 2 \text{ 食} \times 3 \text{ 日間} \times 1/3 \doteq 2,488 \text{ 食}$$

(イ) 粉ミルク

粉ミルクは、0歳児（人口比率：0.814%）1人1日当たり140gとして算定する。このうち10%は、アレルギー疾患への対応粉ミルクとする。

a 一般向け（人口比率：90%）

$$48,000 \text{ 人} \times 0.814\% \times 140 \text{ g} \times 90\% \times 3 \text{ 日間} \times 1/3 \doteq 49,231 \text{ g}$$

b 食物アレルギー疾患児（人口比率：10%）

$$48,000 \text{ 人} \times 0.814\% \times 140 \text{ g} \times 10\% \times 3 \text{ 日間} \times 1/3 \doteq 5,470 \text{ g}$$

(ウ) 飲料水

備蓄物資支給対象者1人1日当たり必要となる飲料水3ℓのうち、1ℓは応急給水により対応するものとし、残り2ℓをペットボトルで備蓄するものとする。

$$48,000 \text{ 人} \times 2\ell = 96,000\ell$$

イ 生活必需品

(ア) 毛布（エマージェンシーブランケット等も可）

備蓄物資支給対象者1人当たり1枚として算定する。ただし、宮崎県備蓄基本指針に基づく備蓄分担に基づき、全体量の1/3を本市が備蓄する。

$$48,000 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚} \times 1/3 = 16,000 \text{ 枚}$$

(イ) 紙オムツ（乳幼児用）

備蓄物資支給対象者のうち、0～2歳の乳幼児（人口比率：2.578%）1人1日当たり8枚として備蓄する。

$$48,000 \text{ 人} \times 2.578\% \times 8 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日間} \times 1/3 \doteq 9,900 \text{ 枚}$$

(ウ) 紙オムツ（大人用）

備蓄物資支給対象者のうち、要介護認定者の要介護3以上の者（人口比率：1.69%）1人1日当たり8枚として備蓄する。

$$48,000 \text{ 人} \times 1.69\% \times 8 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日間} \times 1/3 \div 6,490 \text{ 枚}$$

(エ) 生理用品

備蓄物資支給対象者のうち、10～55歳の女性（人口比率：24.016%）の対象人口比4分の1（4週に1回換算）に対し、1人1日当たり5枚として備蓄する。

$$48,000 \text{ 人} \times 24.016\% \times 1/4 \times 5 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日間} \times 1/3 \div 14,410 \text{ 枚}$$

(オ) ほ乳瓶

備蓄物資支給対象者のうち、0歳児（人口比率：0.814%）1人1日当たり1本として備蓄する。

$$48,000 \text{ 人} \times 0.814\% \times 1 \text{ 本} \times 3 \text{ 日間} \times 1/3 \div 391 \text{ 本}$$

(カ) トイレトペーパー

備蓄物資支給対象者1人1日当たり12.5mとして算定する。なお、1ロール当たり200mとする。

$$48,000 \text{ 人} \times 12.5\text{m} \div 200\text{m} \times 3 \text{ 日間} \times 1/3 = 3,000 \text{ ロール}$$

(キ) 簡易トイレ用汚物処理袋（強力汚物処理剤含む）

備蓄物資支給対象者のうち、紙オムツ使用者を除く1人1日当たり5枚として備蓄する。

$$(48,000 \text{ 人} - 1,237 \text{ 人} - 811 \text{ 人}) \times 5 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日間} \times 1/3 = 229,760 \text{ 枚}$$

(ク) マスク

備蓄物資支給対象者1人1日当たり1枚として備蓄する。

$$48,000 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日間} \times 1/3 = 48,000 \text{ 枚}$$

(ケ) ボディタオル

備蓄物資支給対象者1人1日当たり1枚として備蓄する。

$$48,000 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日間} \times 1/3 = 48,000 \text{ 枚}$$

(コ) ウェットタオル

備蓄物資支給対象者1人1日当たり1枚として備蓄する。

$$48,000 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日間} \times 1/3 = 48,000 \text{ 枚}$$

(サ) 給水袋・設置型給水槽（バルーン）

水道事業における応急給水計画に基づき、断水想定区域内人口1人当たり30の供給に対応可能な飲給水袋（60用）23,400袋とバルーン（1,000用）25基を備蓄する。

(シ) ごみ袋

備蓄物資支給対象者1人1日当たり1枚として備蓄する。

$$48,000 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日間} \times 1/3 = 48,000 \text{ 枚}$$

ウ 避難所用資器材

避難所用資器材の備蓄については、津波災害時の指定避難所のうち、地域の拠点避難所となりうる次の避難所に対して整備するものとする。

【拠点避難所】

○日向中学校、○富高小学校、○塩見小学校、○大王谷学園中等部、○大王谷学園初等部、○

財光寺中学校、○平岩小中学校、○旧幸脇小学校、○美々津小学校、○寺迫小学校、○東郷地区文化センター、○東郷学園、○牧水公園ふるさとの家（計 13 カ所）

(ア) 炊き出し用釜

避難所の収容人数が 100 人より多い拠点避難所で、300 人当たり 1 基として備蓄する。

29 基（避難所：11 カ所）

(イ) カセットコンロ

避難所の収容人数が 100 人以下の拠点避難所 1 カ所当たり 2 台として備蓄する

2 カ所×2 台=4 台

(ウ) カセットガス

避難所の収容人数が 100 人以下の拠点避難所 1 カ所当たり 6 本として備蓄する。

2 カ所×6 本=12 本

(エ) 鍋

避難所の収容人数が 100 人以下の拠点避難所 1 カ所当たり 2 個として備蓄する。

2 カ所×2 個=4 個

(オ) 発電機

拠点避難所 1 カ所当たり 1 基として備蓄する。

13 カ所×1 基=13 基

(カ) 携行缶（1 缶当たりガソリン 20ℓを含む）

拠点避難所 1 カ所当たり 2 個として備蓄する。

13 カ所×2 個=26 個

(キ) 投光機

拠点避難所 1 カ所当たり 1 基として備蓄する。

13 カ所×1 基=13 基

(ク) コードリール（50m）

拠点避難所 1 カ所当たり 2 個として備蓄する。

13 カ所×2 個=26 個

(ケ) ブルーシート（5.25×5.3m）

拠点避難所 1 カ所当たり 5 枚として備蓄する。

13 カ所×5 枚=65 枚

(コ) 間仕切り（段ボール製）

備蓄物資支給対象者のうち避難所避難者の 95%に対し、平均世帯構成人数 2.4 人当たり 1 張として備蓄する。

$(22,000 \text{ 人} + 15,000 \text{ 人}) \div 2.4 \text{ 人} \times 95\% \doteq 14,646 \text{ 張}$

(サ) 間仕切り（テント）

備蓄物資支給対象者のうち避難所避難者の 5%に対し、平均世帯構成人数 2.4 人当たり 1 室として備蓄する。

$(22,000 \text{ 人} + 15,000 \text{ 人}) \div 2.4 \text{ 人} \times 5\% \doteq 771 \text{ 室}$

(シ) マット（間仕切りテント用）

間仕切りテントの下敷きとして 1 張当たり 2 枚を備蓄する。

771 室×2 枚=1,542 枚

(ス) 救急箱

拠点避難所 1 カ所当たり 1 セットとして備蓄する。

13 カ所×1 セット=13 セット

(セ) 簡易トイレ

拠点避難所の収容人数 50 人当たり 1 セットとして備蓄する。

156 セット (避難所 : 13 カ所)

(ソ) トイレテント

簡易トイレ 1 セット当たり 1 張として備蓄する。

156 張 (避難所 : 13 カ所)

3. 公的備蓄物資整備 (購入) 計画

市では、これまで述べてきた考え方にに基づき、備蓄物資を年次的に整備するものとする。

(1) 食料品等

食料 (主食) 及び飲料水については、5 年間の賞味期限を有するもの、粉ミルクについては、18 カ月の賞味期限を有するものを計画的に購入することとする。

食料 (主食) 及び飲料水については、5 年間で年次的に目標数量を整備することとし、賞味期限到達等により不足する分は補充するものとする。

粉ミルクについては、目標数量を一括して整備 (3 年間のうち 2 回購入) するものとする。

なお、賞味期限が 1 年を切った食料品等 (粉ミルクを除く) については、自主防災組織等が実施する防災関連事業に提供することとし、市民の防災意識の向上に活用するものとする。

(2) 生活必需品

紙オムツや生理用品、ほ乳瓶、マスクは、保存状況や衛生面を考慮しながら計画的に購入する。

毛布については、長期間保存が可能な真空パック梱包されたものを計画的に購入し、10 年以上経過した毛布については、リパック (洗浄及び再梱包処理) を検討する。

生活必需品については、耐用年数 (保存期限) があるものもあり、それらについては耐用年数に応じて年次的に整備するものとし、耐用年数到達により不足する分は補充するものとする。

耐用年数のないものについては、年次的に目標数量を整備するものとする。

なお、備蓄物資として適さなくなった生活必需品についても、可能な限り再利用を図る。

(3) 避難所用資器材

資器材については、拠点避難所に備蓄目標数量を年次的に整備するものとする。ただし、医薬品については耐用年数 (保存期限) に応じて年次的に整備する。

また、避難所等において使用した場合や耐用年数 (保存期限) 経過により不足が生じると予想または不足した場合は、随時補充する。

なお、拠点避難所以外の指定避難所については、拠点避難所の整備状況を見極めながら年次的な整備、自主防災組織等による資器材整備への支援に努めるものとする。

4. 備蓄倉庫について

本市では、東郷総合支所や東郷地区文化センター、本庁日赤倉庫、消防本部倉庫に備蓄物資を集中的に備蓄している。

しかし、東日本大震災や熊本地震では、地震や津波の影響による道路の寸断や物資の仕分け、搬送体制の確保、避難所ニーズの把握に時間を要したことから、避難所へ迅速かつ的確に物資を届けることができなかった。

このため、本市においては、備蓄物資の分散備蓄を図ることとし、給食センターや拠点避難所となる小中学校の空きスペースの活用を図るとともに、新たな備蓄倉庫の整備について検討する。

5. 流通備蓄について

南海トラフ地震等の大規模災害発災初期は、交通・通信インフラが寸断され、物流機能が停止し、県外からはもとより県内においても広域的な物資運搬は困難となることが予想される。

本市では、民間事業者等とあらかじめ協定等を締結し、災害時に必要な物資を調達する仕組みを整えている。

現在、資料編2「災害支援協定一覧」のとおり市域内の民間事業者や全国展開している事業所等と、生活必需物資や資器材等の供給に関する協定等を締結しているが、今後も引き続き災害に備え、流通備蓄体制の強化を図るものとする。

また、市の備蓄を補完する物資として流通備蓄の確保を図るために、これまで締結している協定等の内容を検証し、実効性のある流通備蓄に努めるとともに、円滑な供給体制の確保を図る。

6. 市民・自主防災組織（自治会等）・事業所等による備蓄

（1）市民による備蓄

ア 発災初期においては、流通機能が麻痺し、必要な物資の購入ができない可能性が高いため、買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め、食料、飲料水、その他の生活必需物資については、家族人数分の最低でも3日分（推奨1週間分）の備蓄に努める。

イ 家族構成やペットの有無など家庭の状況により発災初期に必要な物資の内容は異なるため、事前に各家庭で備蓄する物資について確認するよう努める。

ウ 特に乳幼児や高齢者、障がい者などの要配慮者がいる家庭においては、粉ミルク、ほ乳瓶、紙オムツや医薬品などの物資についても備蓄に努める。また、食物アレルギーを持つ家族等がいる場合については、食物アレルギーに対応した食料の備蓄にも努める。

エ 避難の際、すぐに備蓄物資や貴重品等を持ち出せるよう非常持出袋等を準備し、食料、飲料水、その他の生活必需物資を避難所等に持参できるよう努める。

表3 備蓄物資の具体例

食 料 品 等	主 食	アルファ化米、レトルト食品（白米、おかゆ）、乾パン等
	副 食	レトルト食品（カレー等）、スープ類（味噌汁等）、缶詰（魚介類、肉類等）、梅干し、漬物、乾物類等
	飲 料 水	ミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク等

	その他	あめ、チョコレート、スナック菓子、果物缶詰等
生活必需品等	貴重品類	現金、預金通帳、印鑑、保険証等
	避難用具	携帯電話・充電器、携帯ラジオ（FM・AM付）、懐中電灯、予備電池、ヘルメット、防災ずきん等
	衣類	下着類、防寒着、防寒具、雨具等
	救急用具	消毒液、傷薬、湿布薬、包帯、ばんそうこう、風邪薬、胃腸薬、常備薬等
	生活用具	万能ナイフ、マッチ、ライター、滑り止め付軍手、ビニールシート、ひも、ガムテープ、ティッシュ、裁縫道具、洗面用具、毛布等
	生活用品	ほ乳瓶、タオル類、洗面用具、ガスコンロ等
	その他	乳幼児用品、高齢者用品、女性用品、筆記用具、非常持出袋等

（２）自主防災組織（自治会等）による備蓄

発災時の初期消火、救出・救護活動、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう、自主防災組織（自治会等）の組織単位で資器材や食料、飲料水、その他の生活必需物資等の備蓄に努める。

（３）事業所等による備蓄

発災後における事業所等としてのサービスの維持や復旧を図るため、安全を確認後、従業員等は業務を継続する必要がある。また、発災直後における帰宅困難者の抑制を図るため、従業員等は一定期間、事業所内にとどまっておくことが望ましい。このため、事業所等は、事業所内で勤務する従業員数の最低でも3日間分（推奨1週間分）の食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に努める。

表4 事業者が用意するもの

食料・飲料水	3日分以上
資器材等	医薬品、携帯トイレ、毛布、防水シート、テント、ラジオ、乾電池、ヘルメット、軍手、長靴、自転車、衛生用品（トイレトペーパー等）、自家発電機、燃料（自家発電機用）、その他必要な物

表5 従業員（個人）が用意するもの

服装	防寒着、雨具、手袋、歩きやすい靴、リュック等
携帯品	地図、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯食料、飲料水等
その他	現金、カイロ、タオル、ウェットティッシュ等

7. 公的備蓄物資の啓発

災害時に公的備蓄物資を活用するのは、主に地域住民であることから、地域住民が備蓄場所、食料の調理方法、資器材の操作方法等を把握していることが望ましい。

このため市は、自主防災組織等が実施する防災関連事業などにおいて公的備蓄物資の紹介や操作方

法の説明と併せて、市民や自主防災組織等が備蓄すべき品目や数量について啓発を行い、災害時の対応が迅速かつ的確に行えるよう、積極的に防災意識の高揚及び情報の共有を図るものとする。

資料編 1 公的備蓄の状況

平成 29 年 3 月 1 日現在

区分	品 目		備蓄量	備蓄目標数量	
	内 訳	内 容			
食料品等	食料（主食）	一般向け	アルファ化米	9,000 食	90,876 食
			乾パン	0 食	
			エマージェンシークッキー	1,000 食	
		アレルギー対応		0 食	1,855 食
		要配慮者向け		0 食	2,488 食
	粉ミルク	一般向け		0 g	49,231 g
		アレルギー対応		0 g	5,470 g
飲料水	2リットルペットボトル		6,156 本	0 本	
	500ミリリットルペットボトル		12 本	96,000 本	
生活必需品	毛布（エマージェンシーブランケット等も可）		405 枚	16,000 枚	
	紙オムツ	乳幼児用	0 枚	9,900 枚	
		大人用	0 枚	6,490 枚	
	女性用品		0 枚	14,410 枚	
	ほ乳瓶		0 本	391 本	
	トイレトペーパー		0 ロール	3,000 ロール	
	簡易トイレ用汚物処理袋（強力汚物処理剤含む）		0 枚	229,760 枚	
	マスク		0 枚	48,000 枚	
	ボディタオル		0 枚	48,000 枚	
	ウェットタオル		0 枚	48,000 枚	
	飲料水袋	給水袋（60用）		5,600 袋	23,400 袋
		バルーン（1,000用）		9 基	25 基
ゴミ袋		0 枚	48,000 枚		
避難所用資器材	炊き出し用釜		0 基	29 基	
	カセットコンロ		0 台	4 台	
	カセットガス		0 本	12 本	
	鍋		0 個	4 個	
	発電機		0 基	13 基	
	携行缶（ガソリン用）		0 個	26 個	
	投光機		0 基	13 基	
	コードリール（50m）		0 個	26 個	
	ブルーシート（5.25×5.3m）		0 枚	65 枚	
	間仕切り	段ボール製	0 張	14,646 張	
		テント	0 室	771 室	
	マット（間仕切りテント用）		0 枚	1,542 枚	
	救急箱		16 セット	13 セット	
	簡易トイレ		83 セット	156 セット	
	トイレテント		38 張	156 張	
その他	サバイバルシート（避難タワー等備蓄分）		1,540 枚		
	非常用トイレ	ユニバーサルタイプ	2 セット		
		オストメイトタイプ	1 セット		
	簡易トイレ（避難タワー等備蓄分）		16 セット		
	簡易テント（避難タワー等備蓄分）		16 セット		
	非常用電池（マグネシウム空気電池）		44 個		
	非常用照明（ランタン：避難タワー等備蓄分）		16 基		
	投光機（バルーンライト：後方支援拠点備蓄分）		2 台		
ブルーシート（避難タワー等備蓄分）		54 枚			

資料編 2 災害支援協定一覧

平成 29 年 3 月 1 日現在

No.	協 定 等 名 称	協 定 先	締結年月日
1	災害対策基本法に基づく応急措置に関する協定書	有限会社塩見工務店	昭和49年7月5日
2	災害対策基本法に基づく応急措置に関する協定書	有限会社クリーン日向	昭和62年3月17日
3	災害対策基本法に基づく応急措置に関する協定書	有限会社梶原建設クレーン	昭和62年3月17日
4	宮崎県市町村防災相互応援協定	宮崎県内市町村	平成8年8月29日
5	宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書	宮崎県内水道事業者	平成10年7月24日
6	災害時における日向市内郵便局と日向市の相互協力に関する覚書	日向市内郵便局	平成13年3月2日
7	宮崎県消防相互応援協定	宮崎県内市町村	平成18年5月19日
8	日向東臼杵郡市町村における災害時相互支援に関する協定	日向東臼杵圏域 5 市町村	平成19年7月20日
9	災害時における応援に関する協定	大阪府泉大津市・八興運輸株式会社	平成23年10月17日
10	日向市における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局	平成23年11月16日
11	災害時における物資の供給に関する協定書	カンショク株式会社	平成25年4月26日
12	災害時における救援物資の提供に関する協定書	南九州ココ・コーラボトリング株式会社	平成25年4月26日
13	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社八興商事	平成25年4月26日
14	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	平成25年5月21日
15	災害時における救援物資の提供に関する協定書	サントリービバレッジサービス株式会社	平成25年5月21日
16	災害時における物資の供給に関する協定書	平林食品株式会社	平成25年10月21日
17	災害時における災害緊急放送に関する協定	株式会社ケーブルメディアワイワイ	平成25年12月18日
18	災害対策の支援に関する協定書	日向設備士会	平成26年10月28日
19	災害対策の支援に関する協定書	日向地区建設業協会	平成27年3月31日
20	災害対策の支援に関する協定書	日向地区建設事業協同組合	平成27年3月31日
21	災害対策の支援に関する協定書	日向管工事協同組合	平成27年3月31日
22	災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定書	社団法人宮崎県エルピーガス協会日向支部	平成27年3月31日
23	災害時における物資の供給に関する協定書	日向市商店会連合会	平成27年3月31日
24	災害対策の支援に関する協定書	日向市東郷町冠会	平成27年3月31日
25	災害時における救援物資提供に関する協定	宮崎県農協果汁株式会社	平成28年4月13日
26	災害時における救援物資提供に関する協定	株式会社伊藤園	平成28年4月28日
27	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定	全国 2 1 自治体	平成28年6月6日
28	災害時における支援協力に関する協定書	イオン九州株式会社	平成28年8月30日
29	日向市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	平成28年8月30日
30	災害時における青年会の協力に関する協定	一般社団法人日向青年会議所・日向商工会議所青年部・日向木の芽会	平成28年12月20日
31	大規模災害時における行政手続相談等に関する協定	宮崎県行政書士会	平成29年1月12日

資料編 3 災害対応型自動販売機一覧

平成 29 年 3 月 1 日現在

No.	施設名／設置場所	設置業者	設置台数	備 考
1	お倉ヶ浜総合公園旧管理棟	(株)伊藤園	1	
2	大王谷運動公園駐車場	(株)伊藤園	1	
3	消防庁舎 2 階	(株)伊藤園	1	
4	日向東臼杵広域連合 清掃センター休憩所	宮崎県農協果汁(株)	1	
5	道の駅日向駐車場	サントリービバレッジ サービス(株)	1	平成 29 年 4 月 1 日設置
6	日向市文化交流センター 大ホール	サントリービバレッジ サービス(株)	1	平成 29 年 4 月 1 日設置
7	道の駅とうごう詩季彩	高原ミネラル(株)	1	平成 29 年 4 月 1 日設置